

**改正**

平成17年3月25日規則第14号  
平成17年8月1日規則第36号  
平成18年3月31日規則第37号  
平成18年6月21日規則第43号  
平成18年8月21日規則第49号  
平成19年3月31日規則第23号  
平成20年3月31日規則第25号  
平成20年8月21日規則第37号  
平成20年8月28日規則第46号  
平成22年3月26日規則第17号  
平成24年2月7日規則第2号  
平成24年3月31日規則第28号  
平成24年8月9日規則第41号  
平成25年3月29日規則第16号  
平成25年5月16日規則第25号  
平成26年2月17日規則第7号  
平成27年3月31日規則第20号  
平成27年12月25日規則第48号  
平成28年3月30日規則第27号  
平成28年7月29日規則第42号  
平成30年7月30日規則第25号

志摩市福祉医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、志摩市福祉医療費の助成に関する条例（平成16年志摩市条例第136号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

**第2条** 条例第2条第6項の規定による社会保険各法は、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（所得の制限）

**第3条** 条例第3条第4号に規定する所得の制限を超えない者は、次に掲げる場合に該当しない者とする。

- (1) 障がい者については、次のア又はイのいずれかに該当する場合

ア 本人の前年の所得（1月から8月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については前前年の所得とする。以下同じ。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に定める額以上であるとき。

イ 配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその障がい者の生計を維持する者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第1項において準用する同令第2条第2項に定める額以上であるとき。

- (2) 一人親家庭等の母又は父及び児童については、次のア又はイのいずれかに該当する場合

ア 一人親家庭等の母、父又は18歳未満の者にあつては、その者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に定める額以上であるとき。

イ 一人親家庭等の母又は父の配偶者、父母のいない18歳未満の者を現に扶養している者及び民法第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその一人親家庭等の生計を維持する者にあつては、その者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第7項に定める額以上であるとき。

- (3) 子どもについては、保護者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条の規定により定める額以上である場合

2 前項各号の所得の範囲及びその算定方法は、第1号については特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、第2号については児童扶養手当法施行令、第3号については児童手当法施行令の規定による。

(受給資格の認定及び更新)

**第4条** 条例第4条第1項の規定による受給資格の認定又は条例第4条第2項の規定による更新の申請は、福祉医療費受給資格認定(更新)申請書(様式第1号)により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による認定又は更新をしたときは、当該認定又は更新を受けた受給資格者に様式第2号による福祉医療費受給資格証(以下「受給資格証」という。)を交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の認定又は更新をしたときは、当該認定又は更新を受けた受給資格者に様式第2号の2による福祉医療費受給資格証(以下「現物給付用受給資格証」という。)を交付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長は、受給資格証又は現物給付用受給資格証の有効期限が満了する者が、助成対象要件を備える者であると確認することができるときは、申請させることを要せず受給資格証又は現物給付用受給資格証を更新することができる。

(受給資格証の有効期間)

**第5条** 受給資格証及び現物給付用受給資格証の有効期間の始期及び終期は、次に定めるところによる。ただし、やむを得ない事情がある場合においては、この限りでない。

(1) 有効期間の始期

ア 毎年9月1日。ただし、新たに対象者として認定された場合は、次のイ及びウによる。

イ 新たに対象者と認定された場合において、条例第3条による対象者としての要件に該当した日(以下「要件の該当日」という。)から1月以内に認定したときは、要件の該当日。ただし、障がい者については対象者となる事実を確認した日から1月以内に認定したときは事実が発生した日の属する月の初日

ウ 新たに対象者と認定された場合において、要件の該当日から1月を超えて認定したときは、認定した日の属する月の初日

エ イ又はウ以外の事由により、対象者としての要件に該当した場合は、当該要件の該当日

(2) 有効期間の終期

ア 毎年8月31日(療養の給付を受ける未就学児が6歳に達する場合は、当該未就学児が6歳に達する日以後の最初の3月31日。)。ただし、9月1日から翌年8月31日までに対象者としての要件に該当しなくなる場合は、次のイによる。

イ 9月1日から翌年8月31日までに対象者としての要件に該当しなくなる場合は、対象者としての要件に該当しなくなる日の前日

(受給資格証の更新及び返還)

**第6条** 市長は、対象者の受給資格証又は現物給付用受給資格証の有効期間が満了する場合において、対象者が引き続き助成を受けることが適当であると認めるときは、受給資格証又は現物給付用受給資格証の更新をすることができる。

2 市長は、前項の場合において、更新をすることが適当でないとき、又は対象者の要件に該当しなくなると認めるときは、福祉医療費受給資格欠格事由（却下通知）書（様式第3号）を、対象者に送付する。

3 対象者又は保護者等は、福祉医療費受給資格欠格事由（却下通知）書が送付されたときは、当該受給資格証又は現物給付用受給資格証を直ちに市長に返還しなければならない。

(受給資格証の再交付申請)

**第7条** 受給資格者又は保護者等は、受給資格証又は現物給付用受給資格証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、福祉医療費受給資格証再交付申請書（様式第4号）を、破損し、又は汚損した受給資格証又は現物給付用受給資格証を添えて、市長に提出し、再交付を受けることができる。

2 受給資格者又は保護者等は、受給資格証又は現物給付用受給資格証の再交付を受けた後、失った受給資格証又は現物給付用受給資格証を発見したときは直ちに、これを市長に返還しなければならない。

(助成の申請)

**第8条** 条例第8条第1項の規定による福祉医療費及び証明書料の助成の申請は、様式第5号による福祉医療費助成申請書（以下「申請書」という。）に、受給資格証、医療機関等の発行する医療費証明書その他市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第7条の規定により受給資格証の提示を受けた保険医療機関が福祉医療費及び証明書料に係る内容を記載した福祉医療費領収証明書（様式第6号。以下「領収証明書」という。）又は福祉医療費領収証明一覧表（様式第7号。以下「一覧表」という。）を市長に提出（当該保険医療機関が領収証明書又は一覧表を市長から事務処理を委託された三重県国民健康保険団体連合会に提出する場合を含む。）し、市長がこれによることが適当と認めるときは、領収証明書又は一覧表の提出により対象者から申請があったものとみなす。

3 受給資格者（未就学児に係る医療費の助成を受けようとする者に限る。以下この項において同じ。）が、条例第7条の規定により、志摩市、鳥羽市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町内の医療機関等において現物給付用受給資格証を提示して、保険診療を受けたときは、前2項の規定にかかわらず、当該医療機関等から提供される情報に基づき三重県国民健康保険団体

連合会又は社会保険診療報酬支払基金三重支部から市長に当該保険診療に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、対象者から申請があったものとみなす。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、対象者のうち高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）による医療の給付を受ける者にあつては、市長がこれによることが適当と認める高確法第48条により設立された三重県後期高齢者医療広域連合の作成する帳票により助成をするものとする。

5 申請書、領収証明書及び一覧表の保存期間は、3年とする。

（証明書料）

**第9条** 条例第6条に規定する規則で定める額は、申請書又は領収証明書1枚（以下「1枚」という。）につき200円を超えない範囲の実費の額又は1枚につき200円を超える場合は200円とする。ただし、市長と関係医師会長等との協定に基づき、医療機関が領収証明書の交付に要する費用を対象者から直接徴収しない場合にあつては、1枚につき200円（一覧表の提出による申請の場合は、同一人物につき4件を限度として200円）を関係医師会等又は医療機関に交付することにより対象者に対する助成にかえるものとする。

（助成の決定及び決定通知）

**第10条** 条例第9条の規定による助成額の決定の通知は、福祉医療費助成金交付決定通知書（様式第8号）とする。ただし、同条による助成の申請について却下の決定をしたときは、福祉医療費助成申請却下決定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（助成金の支払手続の特例）

**第10条の2** 市長は、志摩市未熟児養育医療給付実施要綱（平成25年志摩市告示第23号）第17条の規定が適用される場合においては、同条に定める委任に基づき支払手続を行うことができる。

（助成の方法）

**第10条の3** 医療費の助成は、受給資格者又は保護者等に支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第3項の規定により助成の申請があつたものは、医療費の助成は当該医療機関等に支払うことにより行うものとする。ただし、特別な事由がある場合又は市長が必要と認める場合は、この限りでない。

（届出事項等）

**第11条** 条例第10条に規定する規則で定める事項は、氏名、住所、加入医療保険、所得、振込口座及び市長が必要と認める事項とし、これらの事項の変更に係る届出は、福祉医療費受給資格変更届（様式第10号）によって行うものとする。

2 条例第10条に規定する受給資格を失ったときの届出は、福祉医療費受給資格喪失届（様式第11号）によって行うものとする。ただし、資格喪失の事由が死亡のときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による届出義務者が行わなければならない。

3 前2項の届出には、受給資格証又は現物給付用受給資格証を添えなければならない。ただし、受給資格証又は現物給付用受給資格証を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって受給資格証又は現物給付用受給資格証にかえることができる。

（第三者の行為による被害）

**第12条** 条例第10条に規定する助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第三者の行為による被害届（様式第12号）によってしなければならない。

（その他）

**第13条** この規則に定めるもののほか、福祉医療費の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の浜島町福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成13年浜島町規則第22号）、大王町福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成13年大王町規則第17号）、志摩町福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成13年志摩町規則第16号）、阿児町福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成13年阿児町規則第4号）又は磯部町福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成13年磯部町規則第24号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 平成18年4月1日から平成18年8月31日までの診療にかかる医療日の助成については、規則第3条第1項第3号中「児童手当法施行令」とあるのは「児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第155号）による改正前の児童手当法施行令」と読み替えるものとする。

附 則（平成17年3月25日規則第14号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年8月1日規則第36号）

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第37号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年6月21日規則第43号）

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

**附 則**（平成18年8月21日規則第49号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の志摩市規則に基づいて作成されている用紙は、改正後の志摩市規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

**附 則**（平成19年3月31日規則第23号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月31日規則第25号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に平成20年3月31日以前に老人保健法（昭和57年法律第80号）による医療の給付を受けた者にあつては、改正後の志摩市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第8条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年8月21日規則第37号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に平成20年8月31日以前に医療の給付を受けた者にあつては、改正後の志摩市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年8月28日規則第46号）

この規則は、平成20年9月16日から施行する。

**附 則**（平成22年3月26日規則第17号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年2月7日規則第2号）

この規則は、平成24年9月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月31日規則第28号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年8月9日規則第41号）

この規則は、平成24年9月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月29日規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成25年5月16日規則第25号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年2月17日規則第7号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定は、平成26年9月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月31日規則第20号）

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

**附 則**（平成27年12月25日規則第48号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月30日規則第27号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年7月29日規則第42号）

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

**附 則**（平成30年7月30日規則第25号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の規則の規定による受給者の認定又は受給資格証の交付その他の準備行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。

**様式第1号（様式第10号、様式第11号併用）**（第4条、第11条関係）



様式第2号（第4条関係）

様式第2号の2（第4条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（様式第6号併用）（第8条関係）

様式第7号（その1）（第8条関係）

様式第7号（その2）（第8条関係）

様式第8号（その1）（第10条関係）

様式第8号（その2）（第10条関係）

様式第9号（第10条関係）

様式第12号（第12条関係）